

従業員の育休取得について、どのように対応したらよいか、お悩みではありませんか？

# 育休復帰のノウハウを備えた「育児プランナー」が、育休取得・復帰環境整備を支援します。

男性労働者、期間雇用者の育休取得についても支援の対象となります。育児プランナーが貴社へ訪問し、貴社のご担当者に対し、厚生労働省の「育休復帰支援プラン策定マニュアル」をもとにアドバイスを行います。

育休(産休) ※ 1～2ヶ月前に余裕をもって支援をお申し込み下さい。 ※産休後引き続き育休を取得される場合は、産休前に支援をいたします。





## 育児プランナーとは…

中小企業における育休復帰・経営支援のノウハウを有する、社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家です。

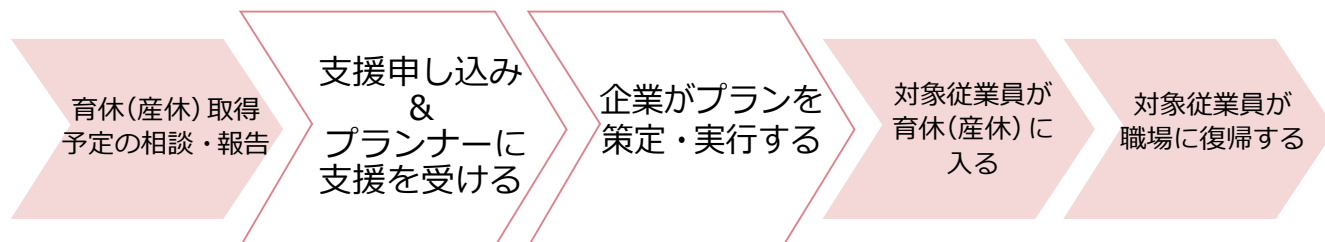


## 育休復帰支援プランとは…

中小企業が、自社の労働者の円滑な育休の取得及び育休後の職場復帰を支援するために策定するプランです。



## 『育児プランナー』による支援のお申し込み ～育休取得・復帰までの流れ



## 支援を受けて『育休復帰支援プラン』を策定すると、こんなメリットがあります！

### 人材確保

安心して育休を取得し、復職できる環境づくりの支援を受けることで、優秀な人材が継続して就業できるようになります！

### 業務効率化

プランを実行し、職場のマネジメントが改善されることで、育休取得者だけでなく、職場全体の業務の効率化に繋がります！

### みんなの負担軽減

育児休業中の業務を滞りなく遂行するための体制作りができます。復職後、育休取得者が時間制約のある状態で無理なく就業できる働き方の改革も実現できます！

※「中小企業両立支援助成金・育休復帰支援プランコース」を活用する場合は、厚生労働省のホームページをご覧ください。  
厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > 事業主の方へ > 事業主の方への給付金のご案内

[http://www.mhlw.go.jp/sf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/](http://www.mhlw.go.jp/sf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/)

お問い合わせ

株式会社パソナ 育児・介護支援プロジェクト事務局

TEL 03-5542-1740 (月～金曜日 9:00～17:30 ※年末年始  
12/30～1/4を除く)

※本事業は株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています。

支援の  
お申込み

<http://ikuji-kaigo.com/>

イクプラ

